

データ利用規約

広告主は、株式会社電通グループ及び/又はその国内関係会社（以下、個別に又は総称して「電通グループ」）に対し、データ利用に関する本規約に合意の上、インターネット広告の掲載、運用その他の付随サービス（以下総称して「本件業務」）の発注を行うものとします。

本規約は、本件業務に係る広告主と電通グループ間の他の契約書に優先して適用されるものとします。但し、本規約の適用を個別的に排除する広告主と電通グループ間の別途の書面による合意が存在する場合、当該書面による合意が本規約に優先して適用されます。

1. データ利用の範囲

- (1) 電通グループは、広告主から提供されるデータを、広告配信、効果検証、分析等の為に利用します。
- (2) 広告主は、上記目的の範囲内において、広告主が保有する自らの顧客に関するデータ（以下「本データ」という。）を使用することを許諾します。なお、電通グループが許諾された権利は譲渡不能かつ、非独占的なものとします。
- (3) 電通グループは、広告主が許諾した範囲において、広告主が保有するサイトやアプリでのサイトアクセスデータを計測します。
- (4) 電通グループが独自に開発したシステム、ツールまたはプラットフォームから発行したタグやその他これに類似する機能を有する IT 技術を通じて取得したデータ（広告計測ログ含む）は、別途定める「サイトアクセスデータ等利用特約」に従って取り扱うものとします。
- (5) 電通グループは、広告主の許諾なく、上記目的を達成する為に必要な範囲を超えて、本データの全部または一部を複製、加工、改変、編集し、または第三者に提供又は開示できないものとします。
- (6) 電通グループは、本データを個人情報に準じて取り扱うものとし、本データを厳格に管理し、不正なアクセス又は本データの紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、技術面及び組織面において合理的な安全対策を講ずるものとします。
- (7) 本件業務の一環として、広告主が電通グループに対してインターネット広告の掲載・運用等を発注する場合には、別紙「インターネット広告サービス規約」が適用されるものとし、本規約とインターネット広告サービス規約の定めに異同がある場合は、インターネット広告サービス規約の定めを優先するものとします。

2. 個人情報

- (1) 広告主から電通グループに引き渡されるデータには、特定の個人を識別できる情報が含まれないものとします。

- (2) 電通グループは、本データを特定の個人の識別のために利用致しません。

3. 委託

電通グループは、本件業務に関する業務の全部及び一部を第三者に委託することができるものとします。この場合、電通グループは自己が負う義務と同等の義務を委託先に課すものとし、委託先による当該義務の履行につき委託先と連帯して責任を負うものとします。

4. 本件業務の停止

電通グループは、以下のいずれかに該当する場合には、広告主に事前に通知することなく本件業務の全部または一部を停止または中断することができるものとします。また、これによって広告主に生じた損害について、電通グループは一切の責任を負わないものとします。

- (1) 広告主が、本件業務に関して第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害していた場合。
- (2) 広告主が、暴力団等の支配・影響を受けていた場合、自己の主要な株主又は役職員が暴力団等の構成員であった場合、並びに暴力団等の排除に関して各都道府県が制定する条例に違反していた場合。
- (3) 広告主が、電通グループが提供するサービスと競合するサービスの開発・改善等の為に、本件業務を利用していた場合。

5. 免責事項

広告主は、電通グループに対し本件業務を委託するに際し、以下の事項につき予め了承するものとします。

- (1) 停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネットインフラその他サーバー、アプリケーション等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生など電通グループの責に帰すべき事由以外の原因により本件業務の全部又は一部を履行できなかった場合、電通グループはその責を負わないものとします。
- (2) 電通グループは、法令により強制される場合には、本件業務に関する秘密情報を開示することができるものとします。また、これによって広告主に生じた損害について、電通グループは一切の責任を負わないものとします。
- (3) 本件業務の履行に関連して、電通グループが広告主に対し債務不履行責任、損害賠償責任を負った場合、当該責任に基づく電通グループの賠償の範囲は、直接的かつ通常の損害に限定されるものとし、逸失利益や営業機会の損失、風評被害その他特別の事情による損害等については、いかなる場合においてもその責を負わないもの

とします。

用語定義

本規約で用いられる用語は以下の意味を有するものとします。

- ① 「データ」とは、サイトのアクセスログ、位置情報、配信設定情報、配信結果等、広告配信にかかわる全てのデータをいいます。
- ② 「秘密情報」とは、本サービスの利用に関し、一方当事者（以下「開示者」という。）が他方当事者（以下「受領者」という。）に開示する全ての秘密の情報をいい、電通グループの秘密情報には、本データが含まれるものとします。但し、秘密情報には、以下の情報は含まれないものとします。
 - (ア) 開示者から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの
 - (イ) 開示者から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により公知となったもの
 - (ウ) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
 - (エ) 秘密情報によることなく受領者が単独で開発したもの
- ③ 「暴力団等」とは、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。

以上

2019年4月22日改定

2020年4月1日改定

2021年4月2日改定